

第1回議事概要

▼各委員からの意見

- ① 個別の案件について細かく議論する必要があるが、まずは一定のルールを決めるべき。区割りの変更について案件ごとに対応すると、行政のサービスがうまく伝わらないことになる。
- ② 一旦決めたことを絶対壊さないということではなく、行政区を変更するなら、皆が納得するルールや条件を作った方が良い。
- ③ 変更には議会及び行政の手続きも必要になると思う。
- ④ 基本的に警察の管轄区域と5つの行政区は必ずしも整合しているわけではない。
- ⑤ 今回、問題になっている2つの区域、壺川については、北区になれば平成30年4月1日に開設する熊本北合志警察署の管轄区域になる。保田窪については、そもそも東署の区域なので、一部の行政区域が変更されたとしても、従来どおり熊本東警察署の管轄区域内という整理である。
- ⑥ 前の審議会では色々な意見・立場の発言があり、現在の5区となった。
- ⑦ 今回は、小学校の緩衝区は多くあるので、校区が変わったら区も変える、ということを容易に認めると、他の緩衝区についても、区を移りたいという小学校区がでてくるのでは、と心配。
- ⑧ 今回のこの見直しは、地域づくり、地域コミュニティのあり方ということを問い直すことに通じる。
- ⑨ 区単位でのまちづくり、地域づくりを優先するのか、小学校単位を優先するのか、割り切った言い方をすると、区が先か校区が先かという問いかけでもある。
- ⑩ 熊本市は校区単位のまちづくりというのを30年くらい前から標榜してきているが、この機会にその視点からも見直していくことも必要であり、良いきっかけと思う。
- ⑪ 校区単位といいながら、校区単位も中途半端なところがあり、さらに自治協といった問題もからむことから、今回の見直しは、自治協のあり方、まさに地域づくりを問いかけるものである。
- ⑫ うがった言い方だが、背景に市民の中央区志向ということがあるのかもしれない。
- ⑬ 一校区に一分団で活動している消防団にとっては、防災拠点の偏りが出ないかを懸念するところ。
- ⑭ 消防団は地域に根ざしたところで活動をしている。どちらの校区に行くか、ということで防災活動に偏りが出ないように、対処する必要があると感じた。
- ⑮ 自分も自治会の活動をする中で、地域は地域で自治会活動の中での問題事項というのを抱えていると感じている。
- ⑯ 自分の地域も、もし区の境界線があったら、どちらの区に入るか、議論になると思われる性格の地域である。
- ⑰ そういう意味で、行政区の問題は、それぞれの地域の自治会のあり様と、非常に密接な関係を

している問題である。しかし、そもそも、自治会の持っている問題を区割りということで解決すべきか疑問。自治会の制度とか自治会そのものが持っている解決方法も一方では考えていかなないと、制度が実態にそぐわないまま、ずっと問題を抱えたままになると思われる。

18 防災のNPOの活動で、各校区の防災活動に参加させていただいている。

19 私のように小・中学生の子どもを持っていると、学校というのがコミュニティの基礎となる。しかし、自治会の活動をされている年配の方たちからすると、元々の自分たちの活動地域、という思いが基本になっているので、そこにずれがあると感じる。

21 一方、緩衝区から隣の校区に通う世帯は、学校区は認識しているが、自治会は認識していない。小学校区で区切ることに對しては、世代間でずれが出ていると感じる。

22 法務局では不動産登記において、熊本市全域を一つの登記所で管轄しているため、区割りは登記上影響ない。

23 今回の事例にある、緩衝地帯の東区あるいは北区の土地が中央区に移った場合には、登記の区名を変えろという対応。

24 今回見直しにあたり、事務局の説明を聞くと色々な問題があると痛感。

25 今回の事例の保田窪（帯山西小学校の校区）の近隣に実際住んでいたが、小学校の子ども会や町内運動会等の行事に関わる中で、始めて当該地区が実は中央区ではなく東区だということを知った。

26 産業道路で分断されている保田窪のように、明確な地形地物がある場合は、感覚的にもどう分けるのか分かりやすいが、明確な地形地物がなくただもやもやとした中間地点のようなところをどうするかが、今後の課題になると思われる。

27 今回の議論を、校区のまちづくりということを中心に考えるのか、あるいは子どもが通っているという実態に合わせて考えるのか。また、少子高齢化で子どもが少なくなる地域のことで、小学校の統廃合といったことが区を越えて行われる可能性があることも検討材料の一つ。

28 子どもの通学区域、地域のまちづくり、少子高齢者の問題、いずれを中心に議論していくのが論点になると思う。

29 自分の住む地域でも分離校が出来た際に、校区や緩衝地域をどうするか等議論したことがある。

30 政令指定都市移行当時の審議会の資料を拝見し、大変なご苦労が伺えた。

31 我々も規約を見直すことはあるが、行政区といった大きな行政の制度見直しとなると、どこに軸足を置くかによって今後への影響が大きいので、難しいと思う。

32 私の住む南区の中でも、町内の中で区が分かれている地域がある。今後、そういった地域の声も聞きながら、この審議会に参加させていただきたい。

33 前回第1次で様々なご意見が出たということから、たいへんだっただろうというのが、第一印象。

34 社会福祉分野の視点から、自治会は自助・共助・公助というところでの共助にあたると思う。

熊本地震の際の避難所の問題などを鑑みると、自治会も含めた区の移動ということになった場合、影響が大きいと懸念される。

35 緩衝区とはいうものの、小学校区というものは子どもの足で通える半径 2 キロ程度が広さの限度ではないかと思う。また、子どもの減少による小学校の統合など、変化すると思う。

36 人口の変動等もあるので、今後行政区の変更はあると思う。

37 ただし、行政区の変更をこの審議会で決めるということではなく、民意を大切にする、オンブズマンも言われているように丁寧聞くことが大事と思う。反対意見も丁寧に聞き取って、そして皆が納得する形でスタートしないと、同じような問題が出てくるのではないかと思う。

38 前回の審議会では、合併で熊本の様々な力を結集して新しい熊本市ができるにあたり、大都市として住民自治を効率的に提供するために区を作ろう、ではいくつにするか、というところから、最終的には 5 つの区に決まった。

39 行政サービスを効率的に提供していく、皆が利用しやすいくらいの距離のところに行政の拠点があることに視点を置いた。さらに、自治の単位を壊す、疎外するのではなく、うまく応援できるような区役所、サービス等にとっていく、という視点だった。

40 現実にはやはりどこかに境界線をつくる必要があり、地形地物から始まり、色々な基本原則に基づきながら境界線を引いた。

41 その際、中央区を魅力的と感じられた方々もいれば、昔からこっちとは一緒だがこっちとは違う、といった様々な見方があった。

42 そういった多様な見方に対応するために、何種類も色々な線を引きながら、たくさんのご要望もいただきながら、最終的には今のところで大まかな区割りの線が出来上がった。境界部分に関しては、住民生活が円滑に行くように、行政サービスの提供の仕方を工夫してきたものと思われる。

43 様々な地域コミュニティの問題を、区を直すことで解決できるのか。できることもあるかもしれないし、見当違いの方法をあてはめようとしているかもしれない。

44 私たちは、熊本市のどこであっても熊本市から均一なサービスを受けられているのだが、福祉や教育の分野では身近なネットワークをととても重要視するので、そこをどう折り合いをつけるのが難しいところだと思う。

45 例えば防災であれば、東区と益城町の住民は、隣に逃げたほうが早いがそこは区域が異なるので、自分の持っている防災マップには載っていない、ということがある。ただ現実には、住民はお互いに市町の区域を超えて分かっていると思う。

46 地域によって、行政の境界は境界、現実の対応策は対応策、と考えて上手く対応しているところと、そうでないところとあるのではないかと思われる。

47 特に、新興住宅の住民と、古くからの住民とでは視点が異なると思われる。

48 今回、区制が敷かれて 5 年たった経験を踏まえながら、委員の皆様方と、様々な観点で区政のあり方を検討しつつ、さらに、地域で解決したい何らかの課題があるのならそれを解決する適当な方法についても、検討していきたい。

49 子どもたちに軸足をおくのか地域に軸足をおくのかで議論が違ってくると思う。二つの事例が

出てきているが同時進行は難しいと思うので、まずは子どもたちの学校区の問題を検討してから、地域（自治会）の話をするということによいのか。緩衝地区が多くある中、たまたま 2 箇所が出てきている、ということだと思うので。

50 具体的な課題が出てきて、こういう審議会を検討する経緯に至ったと思う。ただ、ことは行政区という、行政の根幹に関わる制度を変える話になりかねないので、子ども中心というだけでは済まず、色々な問題に関わってくる。

51 そこでまず、その行政区というものをもう一度、5 年経ったところで見直し、行政区という制度が持つ様々な要素や関わりを私たちが十分理解することが大事。その上で、仮に具体的な課題に沿って変更という事態を考える必要があるということになれば、その手続きをどうするかを併せてこの審議会の中で検討する。具体的な地域からのご要望はその検討を踏まえて地域から出していただくのがよいのではないかと思う。

52 今回の二つの要望事案は、おそらく町内の合意で出されているが、現実には地域によっては住民の間で思いが異なると思われる。そういうものを、今ある書面上のものだけで、我々が良し悪しを判断することは危険性があるので、地域からの変更要望の出し方や、地域の人たちの思いを確認する方法も検討した方がよい。

53 もし変更することになれば、他の色々な地域に波及するのは必至である。そしてそれは 5 年間築いてきた色々な制度があちこちからほころびかねないし、安定性を欠くことにもなりかねない。

54 具体的課題は頭の隅に置きながらも区政をもう一度きちっと考えてみる。そして変更の方法についても議論する、というのが望ましいと私は思っている。

55 具体的なものがなければ議論は進まない一方、個別の事情にあまりとらわれすぎると全体的な整合性が取れない恐れがあるので、行ったり来たりしながら、バランスの良い議論・検討ができればと思う。

56 事務局が他都市の事例を調べる際、区割りによって解決しているのではなくて、行政区域みたいなものを乗り越えて、地域が解決している事例も調べて欲しい。

57 この種の議論にありがちな、地域が行政に要求するという構図ばかりで議論されてしまうと、自立とか自治とかがないがしろになる。

58 そもそも私は、（行政区は）東京市が東京 23 区になったときに作られた化石みたいなルールだと思っている。地域住民にもそういった事実を認識していただいた上で、住民が新しいやり方を見出していくのだ、制度でできることはここまでなのだ、という視点も我々の議論の中に取り入れていった方がよい。

59 今、サイレントマジョリティーという言い方もあるが、自立している人は役所に要求しない、という側面もあるはず。そのバランスは今後の議論に必要と考える。

60 おそらく、地域同士が協働して問題を解決したという事例はまちづくりの成功事例等では見えてくるが、意外と調査の網にはかかりにくいと思われるが大事な視点だと思うので、事務局の方で調査をお願いしたい。

61 政令指定都市 20 市のなかでも、古くからの政令市と、熊本市のように要件緩和されて政令指定都市になったところで、区の考え方も様々。本市のように最近区割をした市には事例があるかもしれないので、そこを中心に調査したいと思う。

▼第 1 回審議会で要望のあった資料

- ・仮に行政区を変更した場合に、どのような影響があるか (審議資料)
- ・校区単位で結成・活動している地域コミュニティ団体 (審議資料)
- ・他の政令指定都市の行政区の変更例 (審議資料)
- ・各委員の皆さまのご意見 (報告資料 1)
- ・小学校通学区域の緩衝地区が分かる資料 (報告資料 2)
- ・保田窪と壺川の現時点での通学状況 (報告資料 2)
- ・自治会と校区自治協議会の関係の整理 (町内自治会の成立の仕方と、校区自治協議会との関係) (報告資料 3)
- ・指定避難所の図示 (報告資料 4)
- ・変更手続きについて (第 3 回審議資料として提出予定)